

事項変更の届出の受理に關すること。

二十四 医療法施行令第五条の七の規定による医療法人の登記の届出の受理に關すること。

二十五 医療法施行令第五条の八の規定による医療法人の役員変更の届出の受理に關すること。

二十六 医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第二十四条の規定による病院又は診療所のエックス線装置の届出の受理に關すること。

二十七 医療法施行規則第二十五条の規定による病院又は診療所の診療用高エネルギー放射線発生装置の届出の受理に關すること。

二十八 医療法施行規則第二十六条の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射装置の届出の受理に關すること。

二十九 医療法施行規則第二十七条の規定による病院又は診療所の診療用放射線照射器具の届出の受理に關すること。

三十 医療法施行規則第二十七条の二の規定による病院又は診療所の放射性同位元素装備診療機器の届出の受理に關すること。

三十一 医療法施行規則第二十八条の規定による病院又は診療所の診療用放射性同位元素の届出の受理に關すること。

三十二 医療法施行規則第二十九条第一項の規定による病院又は診療所に係る届出事項の変更の届出、同条第二項の規定による病院又は診療所に係る廃止の届出及び同条第三項の規定による病院又は診療所に係る廃止後の措置の届出の受理に關すること。

三十三 歯科技工士法（昭和三十年法律第百六十八号）第二十一条第一項の規定による歯科技工所の開設の届出及び届出事項の変更の届出並びに同条第二項の規定による歯科技工所の休止、廃止及び再開の届出の受理に關すること。

三十四 歯科技工士法第二十七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に關すること。

三十五 歯科技工士法附則第六条の規定による歯科技工所又は特例技工所の届出事項の変更の届出の受理に關すること。

三十六 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第二十八条第二項の規定による照射録の提出及び検査に關すること。

三十七 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）第九条の二第一項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の開設の届出及び開設届出事項の変更の届出並びに同条第二項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による施術所の休止、廃止及び再開の届出の受理に關すること。

三十八 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条の三（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による出張施術業務の開始、休止、廃止及び再開の届出の受理に關すること。

三十九 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第九条の四（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による県外者の出張施術業務の開始の届出の受理に關すること。

四十 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律第十条第一項（同法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収及び臨検検査に關すること。

四十一 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）第十九条第一項の規定による施術所の開設の届出及び開設届出事項の変更の届出並びに同条第二項の規定による施術所の休止、廃止及び再開の届出の受理に關すること。

四十二 柔道整復師法第二十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に關すること。

四十三 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）第二十四条第四項の規定による民生委員協議会への出席に關すること。

四十四 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条の

規定による身体障害者手帳の交付に関すること。

四十五 身体障害者福祉法第十六条の規定による身体障害者手帳の返還に関すること。

四十六 身体障害者福祉法施行令(昭和二十五年政令第七十八号)第六条の規定による診査を受けるべき旨の通知に関すること。

四十七 身体障害者福祉法施行令第九条の規定による身体障害者手帳交付台帳に関すること。

四十八 身体障害者福祉法施行令第十条の規定による身体障害者手帳の再交付に関すること。

四十九 障害者自立支援法(平成十七年法律第二百二十三号)第四条第十二項の規定による障害者支援施設等及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六百六十四号)第七条の規定による児童福祉施設(障害児に係る施設に限る。)の指導に関すること。

五十 障害者自立支援法第四十八条の規定による指定障害福祉サービス事業者に係る報告の徴収及び立入検査等に関すること。

五十一 障害者自立支援法施行令(平成十八年政令第十号)第一条第一項の規定による育成医療費の支給に関すること。

五十二 障害者自立支援法等に係る市町の支援・研修に関すること。

五十三 障害者地域生活支援連絡調整会議の運営に関すること。

五十四 障害者の地域生活移行の支援に関すること。

五十五 総合福祉センターが行う身体障害者及び知的障害者に係る巡回相談及び療育巡回相談に関すること。

五十六 身体障害者又は知的障害者団体の育成指導に関すること。

五十七 市町の障害者プランの策定支援に関すること。

五十八 身体障害者自動車改造助成事業に関すること。

五十九 障害者情報バリアフリー化支援事業に関すること。

六十 児童福祉法第十一条第一項の規定による児童及び妊産婦の福祉に関する

る実情の把握に関すること。

六十一 児童福祉法第二十九条の規定による要保護児童の調査に関すること。

六十二 児童虐待の防止に関する法律(平成十二年法律第八十二号)第九条の規定による児童虐待のおそれがある場合の立入調査等に関すること。

六十三 児童扶養手当法施行規則(昭和三十六年厚生省令第五十一号)第一条の規定による遺棄の証明に関すること。

六十四 母子及び寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)第十三条の規定による母子福祉資金の貸付けに関すること。

六十五 母子及び寡婦福祉法第二十六条の規定による製造たばこの小売販売業の許可申請に伴う配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び寡婦の証明に関すること。

六十六 母子及び寡婦福祉法第三十一条の規定による母子家庭自立支援給付金の支給申請の副申に関すること。

六十七 母子及び寡婦福祉法第三十二条の規定による寡婦福祉資金の貸付けに関すること。

六十八 母子福祉資金及び寡婦福祉資金償還滞納者に対する償還指導に関すること。

六十九 母子保健法(昭和四十年法律第四百十一号)第十八条の規定による低体重児の届出の受理に関すること。

七十 母子保健法第十九条の規定による未熟児の訪問指導に関すること。

七十一 母子保健法第二十条第一項の規定による養育医療の給付及び費用の支給に関すること。

七十二 母体保護法(昭和二十三年法律第五百五十六号)第二十五条の規定による届出の受理に関すること。

七十三 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第二十三条、第二十四条、第二十六条の二又は第二十六条の三

の規定による申請、通報又は届出の受理に関すること。

七十四 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十七条第一項及び第三項の規定による診察及び立会い（同法第二十三条、第二十四条、第二十六条の二又は第二十六条の三の規定による申請、通報又は届出のあった者に係るものに限る。）並びに同条第二項及び第三項の規定による診察及び立会いに関すること。

七十五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十八条第一項の規定による診察（同法第二十三条、第二十四条、第二十六条の二又は第二十六条の三の規定による申請、通報又は届出のあった者に係るものに限る。）の通知に関すること。

七十六 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条第一項の規定による入院措置に関すること。

七十七 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の二第一項の規定による緊急入院措置に関すること。

七十八 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第二十九条の二の二、第三十四条の規定による措置入院、医療保護入院等のための移送に関すること。

七十九 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付に関すること。

八十 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条の二の規定による精神障害者保健福祉手帳の返還等に関すること。

八十一 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五十条の四の規定による精神障害者社会適応訓練事業に関すること。

八十二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条の規定による被爆者健康手帳の交付に関すること。

八十三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第八条の規定により健康診断に関する記録を作成し、これを保存すること。

八十四 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第九条の規定により健康

診断を受けた者に対して必要な指導を行うこと。

八十五 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）第二条に規定する被爆者健康手帳交付台帳に関すること。

八十六 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第三条第一項、第四条及び第五条第一項の規定による居住地の変更届の受理に関すること。

八十七 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令第六条の規定による被爆者健康手帳の再交付に関すること。

八十八 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成七年厚生省令第三十三号）第四条及び第七条の規定による被爆者健康手帳の更新に関すること。

八十九 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則第七条の二第三項及び第八条の規定による被爆者健康手帳の受理に関すること。

九十 調理師法（昭和三十三年法律第百四十七号）第五条の二第一項の規定による届出の受理に関すること。

九十一 健康増進法（平成十四年法律第百三号）第二十二条の規定に基づく指導及び助言に関すること。

九十二 健康増進法第二十三条の規定に基づく勧告及び命令に関すること。

九十三 健康増進法第二十四条の規定に基づく報告の徴取、立入検査等に関すること。

九十四 健康増進法第二十七条第一項の規定による立入検査及び収去に関すること。

九十五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第十五条第一項の規定による質問及び調査に関すること。

九十六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十五条の二第一項の規定による質問及び調査に関すること。

九十七 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十七条

第一項及び第二項の規定による健康診断の勧告及び措置に関すること。

九十八 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十八条

第一項の規定による患者等への通知に関すること。

九十九 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十八条

第四項の規定による就業制限に係る確認に関すること。

百 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十九条及び

第二十条(同法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による

患者の入院に関すること。

百一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十一条

(同法第二十六条において準用する場合を含む。)の規定による患者の移送
に関すること。

百二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十二条

第一項及び第二項(同法第二十六条において準用する場合を含む。)の規
定による患者の退院に関すること。

百三 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第二十七条

から第三十一条までの規定による命令、措置、制限、禁止及び市町に対す
る指示に関すること。

百四 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十五条

第一項の規定による質問及び調査に関すること。

百五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十七条

の規定による入院患者の医療に関すること。

百六 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十七条第

三項及び第四項(同法第二十三条(同法第二十六条において準用する場合
を含む。))において準用する場合を含む。))並びに第三十六条第一項及び第

二項の規定による書面による通知及び書面の交付に関すること。

百七 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五条の規定による定期

外の健康診断に関すること。

百八 結核予防法第十一条の規定による通報又は報告の受理に関すること。

百九 結核予防法第十四条の規定による定期外の予防接種に関すること。

百十 結核予防法第二十八条の規定による従業禁止に関すること。

百十一 結核予防法第二十九条の規定による入所命令に関すること。

百十二 結核予防法第三十条の規定による措置命令に関すること。

百十三 結核予防法第三十一条の規定による制限、禁止、消毒又は廃棄に關
すること。

百十四 結核予防法第三十二条第一項の規定による質問及び調査に関するこ
と。

百十五 結核予防法第三十四条の規定による一般患者に対する医療に関する
こと。

百十六 結核予防法第三十五条の規定による従業禁止者又は命令入所患者の
医療に関すること。

百十七 興行場法(昭和二十三年法律第三百三十七号)第二条第一項の規定に
よる営業の許可に関すること。

百十八 興行場法第二条の第二項の規定による営業者の地位の承継の届出
の受理に関すること。

百十九 興行場法第五条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に關
すること。

百二十 興行場法第六条の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令
に関すること。

百二十一 興行場法施行細則(昭和五十九年佐賀県規則第五十四号)第三条
第一項の規定による許可申請書又は承継届の記載事項の変更の届出及び營
業の停止又は廃止の届出の受理に関すること。

百二十二 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百三十九号)第二条第一項の規
定による営業の許可に関すること。

百二十三 公衆浴場法第二条の二第二項の規定による営業者の地位の承継の

届出の受理に関すること。

百二十四 公衆浴場法第四条ただし書の規定による許可に関すること。

百二十五 公衆浴場法第六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

百二十六 公衆浴場法第七条第一項の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令に関すること。

百二十七 公衆浴場法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十七号)第四条の規定による申請書又は届書の記載事項の変更の届出及び営業の停止又は廃止の届出の受理に関すること。

百二十八 旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第三条の規定による経営の許可に関すること。

百二十九 旅館業法第三条の二第一項又は第三条の三第一項の規定による承認に関すること。

百三十 旅館業法第七条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

百三十一 旅館業法第七条の二の規定による措置命令に関すること。

百三十二 旅館業法第八条の規定による営業の許可の取消し又は営業停止命令に関すること。

百三十三 旅館業法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十八号)第四条の規定による申請書の記載事項の変更の届出及び営業の停止又は廃止の届出の受理に関すること。

百三十四 理容師法(昭和二十二年法律第百三十四号)第十条第二項又は美容師法(昭和三十三年法律第百六十三号)第十条第二項の規定による業務の停止に関すること。

百三十五 理容師法第十一条及び第十一条の三又は美容師法第十一条及び第十二条の二の規定による届出の受理に関すること。

百三十六 理容師法第十一条の二又は美容師法第十二条の規定による検査及

び確認に関すること。

百三十七 理容師法第十三条第一項又は美容師法第十四条第一項の規定による立入検査に関すること。

百三十八 理容師法第十四条第一項若しくは第二項又は美容師法第十五条第一項若しくは第二項の規定による理容所又は美容所の閉鎖に関すること。

百三十九 理容師法第十条第二項若しくは第十四条の規定による処分又は美容師法第十条第二項若しくは第十五条の規定による処分に係る弁明の機会の付与に関すること。

百四十 クリーニング業法(昭和二十五年法律第百二十七号)第五条及び第五条の三の規定による届出の受理に関すること。

百四十一 クリーニング業法第五条の二の規定によるクリーニング所の構造設備についての検査及び確認並びにクリーニング所検査確認済証の交付に関すること。

百四十二 クリーニング業法第九条の規定による業務の停止に関すること。

百四十三 クリーニング業法第十条第一項の規定による立入検査に関すること。

百四十四 クリーニング業法第十条の二の規定による措置命令に関すること。

百四十五 クリーニング業法第十一条の規定による営業の停止又はクリーニング所の閉鎖若しくは業務用車両の使用の停止の命令に関すること。

百四十六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号)第五条第一項から第三項までの規定による特定建築物の届出の受理に関すること。

百四十七 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十一条の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

百四十八 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の規定による改善命令並びに使用の停止及び使用の制限に関すること。

百四十九 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の二第一

項の規定による事業の登録に関すること。
 百五十 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の四の規定による登録の取消しに関すること。

百五十一 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第十二条の五第一項の規定による報告の聴取、立入検査等に関すること。

百五十二 水道法（昭和三十二年法律第七十七号）第三十二条の規定による確認に関すること。

百五十三 水道法第三十六条第一項及び第三項の規定による改善の指示並びに同条第二項の規定による技術管理者の変更勧告に関すること。

百五十四 水道法第三十九条第二項及び第三項並びに第四十条第八項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

百五十五 水道法第四十条第一項の規定による水道水の緊急応援命令に関すること。

百五十六 佐賀県小規模水道条例（昭和三十五年佐賀県条例第二十八号）第三条第一項の規定による確認に関すること。

百五十七 佐賀県小規模水道条例第四条の規定による届出の受理及び検査に関すること。

百五十八 佐賀県小規模水道条例第八条第二項の規定による管理者の設置及び変更の届出の受理に関すること。

百五十九 佐賀県小規模水道条例第九条の規定による健康診断の受診命令に関すること。

百六十 佐賀県小規模水道条例第十条の規定による休止及び廃止の届出の受理に関すること。

百六十一 佐賀県小規模水道条例第十一条の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

百六十二 佐賀県小規模水道条例第十二条第一項の規定による措置命令及び同条第二項の規定による検査に関すること。

百六十三 佐賀県小規模水道条例第十三条の規定による給水停止命令に関すること。

百六十四 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第二十六条第一項の規定による食品、添加物、器具又は容器包装の検査命令に関すること。

百六十五 食品衛生法第二十八条第一項（同法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による報告の徴収、臨検、検査及び収去に関すること。

百六十六 食品衛生法第四十八条第八項の規定による食品衛生管理者の設置及び変更の届出の受理に関すること。

百六十七 食品衛生法第五十二条の規定による営業許可に関すること。

百六十八 食品衛生法第五十三条第二項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。

百六十九 食品衛生法第五十四条（と畜場又は食鳥処理場内において同法第六条、第九条、第十条及び第十一条第二項の規定に違反した場合における処置命令に関する事項を除く。）、第五十五条及び第五十六条（同法第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処置命令、営業の許可の取消し並びに営業の禁止及び停止に関すること。

百七十 食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）第七十一条の規定による申請書又は届出書の記載事項の変更の届出の受理に関すること。

百七十一 佐賀県食品衛生条例（昭和三十四年佐賀県条例第九号）第二条の規定による営業許可に関すること。

百七十二 佐賀県食品衛生条例第四条の二第二項の規定による許可営業者の地位の承継の届出の受理に関すること。

百七十三 佐賀県食品衛生条例第七条の規定による整備改善の命令並びに営業の禁止及び停止に関すること。

百七十四 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則（平成十二年佐賀県

規則第二十九号)第十三条の規定による営業の廃止の届出の受理に関する
こと。

百七十五 食品衛生法及び佐賀県食品衛生条例施行規則第十五条の規定による食品衛生責任者の設置及び変更の届出の受理に関すること。

百七十六 化製場等に関する法律(昭和二十三年法律第四百十号)第二条第二項ただし書の規定による死亡獣畜の解体、埋却又は焼却の許可に関する
こと。

百七十七 化製場等に関する法律第三条第一項(同法第八条において準用する
場合を含む。)の規定による化製場等の設置の許可及び同条第二項(同
法第八条において準用する場合を含む。)の規定による構造設備等の変更
の届出の受理に関すること。

百七十八 化製場等に関する法律第六条第一項(同法第八条及び第九条第五
項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収及び立入検査
に関すること。

百七十九 化製場等に関する法律第六条の二(同法第八条及び第九条第五項
において準用する場合を含む。)の規定による措置命令に関すること。

百八十 化製場等に関する法律第七条(同法第八条及び第九条第五項におい
て準用する場合を含む。)の規定による化製場等の処置の許可の取消し及
び動物の飼養又は収容の許可の取消し並びに当該施設の使用の制限及び禁
止に関すること。

百八十一 化製場等に関する法律第九条第一項の規定による動物の飼養又は
収容の許可及び同条第四項の規定による動物の飼養又は収容に係る届出の
受理に関すること。

百八十二 化製場等に関する法律施行細則(昭和五十九年佐賀県規則第五十
五号)第五条、第十条及び第十三条の規定による許可申請書記載事項の変
更の届出並びに化製場等の経営の停止又は廃止の届出及び動物の飼養又は
収容の停止又は廃止の届出の受理に関すること。

百八十三 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)
第八条第一項の規定による届出の受理に関すること。

百八十四 動物の愛護及び管理に関する法律第九条第一項及び第二項の規定
による届出の受理に関すること。

百八十五 動物の愛護及び管理に関する法律第十条第二項の規定による届出
の受理に関すること。

百八十六 動物の愛護及び管理に関する法律第十二条第一項の規定による勸
告に関すること。

百八十七 動物の愛護及び管理に関する法律第十二条第二項の規定による命
令に関すること。

百八十八 動物の愛護及び管理に関する法律第十三条第一項の規定による報
告の徴収及び立入検査に関すること。

百八十九 動物の愛護及び管理に関する法律第十五条第一項の規定による勸
告に関すること。

百九十 動物の愛護及び管理に関する法律第十五条第二項の規定による命令
に関すること。

百九十一 動物の愛護及び管理に関する法律第十五条第三項の規定による協
力の依頼に関すること。

百九十二 危険な動物の飼養及び保管に関する条例(昭和五十六年佐賀県条
例第二十六号)第三条第一項の規定による飼養の許可に関すること。

百九十三 危険な動物の飼養及び保管に関する条例第五条第一項の規定によ
る変更の許可に関すること。

百九十四 危険な動物の飼養及び保管に関する条例第七条第一項及び第二項
の規定による届出の受理に関すること。

百九十五 危険な動物の飼養及び保管に関する条例第十二条第二項の規定に
よる緊急時の措置に関すること。

百九十六 危険な動物の飼養及び保管に関する条例第十三条の規定による事

故の届出の受理に関すること。
 百九十七 危険な動物の飼養及び保管に関する条例第十四条の規定による措置命令に関すること。

百九十八 危険な動物の飼養及び保管に関する条例第十五条の規定による許可の取消しに関すること。

百九十九 危険な動物の飼養及び保管に関する条例第十六条の規定による報告の聴取又は立入調査に関すること。

二百 危険な動物の飼養及び保管に関する条例施行規則（昭和五十六年佐賀県規則第四十二号）第四条第二項の規定による届出の受理に関すること。

二百一 大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項、第十一条及び第十二条第三項（同法第十七条

の十二第二項及び第十八条の十二第二項の規定により準用する場合を含む。）第十七条の四第一項、第十七条の五第一項、第十七条の六第一項、第十八条第一項及び第三項、第十八条の二第一項、第十八条の六第一項及び第三項、第十八条の七第一項並びに第十八条の十五第一項及び第二項の規定による届出の受理に関すること。

二百二 大気汚染防止法第九条、第十七条の七及び第十八条の八の規定による計画変更命令及び計画廃止命令に関すること。

二百三 大気汚染防止法第十条第二項（同法第十七条の十二第一項及び第十八条の十三第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定による実施の制限の期間短縮に関すること。

二百四 大気汚染防止法第十四条第一項、第十七条の十及び第十八条の十一の規定による改善命令及び使用の一時停止命令に関すること。

二百五 大気汚染防止法第十七条第三項の規定による事故時の措置命令に関すること。

二百六 大気汚染防止法第十八条の四の規定による基準適合命令及び使用の一時停止命令に関すること。

二百七 大気汚染防止法第十八条の十六の規定による計画変更命令に関すること。

二百八 大気汚染防止法第十八条の十八の規定による作業基準適合命令及び作業の一時停止命令に関すること。

二百九 大気汚染防止法第二十六条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に関すること。

二百十 大気汚染防止法附則第十項の規定による報告に関すること。

二百十一 大気汚染防止法附則第十一項の規定による報告徴収に関すること。

二百十二 大気汚染防止法施行規則（昭和四十六年厚生省・通商産業省令第一号）第九条、第九条の三及び第十条の三の規定による受理書の交付に関すること。

二百十三 水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第五条、第六条第一項、第七条、第十条及び第十一条第三項の規定による届出の受理に関すること。

二百十四 水質汚濁防止法第八条の規定による計画変更命令及び計画廃止命令に関すること。

二百十五 水質汚濁防止法第九条第二項の規定による実施の制限の期間短縮に関すること。

二百十六 水質汚濁防止法第十三条第一項及び第十三条の二第一項の規定による改善命令及び使用等の一時停止命令に関すること。

二百十七 水質汚濁防止法第十四条の二第一項及び第二項の規定による事故時の届出の受理並びに同条第三項の規定による応急措置命令に関すること。

二百十八 水質汚濁防止法第十四条の三第一項及び第二項の規定による地下水の浄化措置命令に関すること。

二百十九 水質汚濁防止法第十八条の規定による緊急時の措置命令に関すること。

二百二十 水質汚濁防止法第二十二条の規定による報告の徴収及び立入検査

に關すること。

二百二十一 水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府・通商産業省令第二号）第六条の規定による受理書の交付に關すること。

二百二十二 特定工場における公害防止組織の整備に關する法律（昭和四十六年法律第七号）第三条第三項（同法第四条第三項、第五条第三項及び第六条第二項において準用する場合を含む。）及び第六条の二第二項の規定による届出の受理に關すること。

二百二十三 特定工場における公害防止組織の整備に關する法律第十条の規定による解任命令に關すること。

二百二十四 特定工場における公害防止組織の整備に關する法律第十一条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査に關すること。

二百二十五 ダイオキシソ類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）第十二条第一項、第十三条第一項及び第二項、第十四条第一項、第十八条並びに第十九条第三項の規定による届出の受理に關すること。

二百二十六 ダイオキシソ類対策特別措置法第十五条の規定による計画変更命令及び計画廃止命令に關すること。

二百二十七 ダイオキシソ類対策特別措置法第十七条第二項の規定による実施の制限の期間短縮に關すること。

二百二十八 ダイオキシソ類対策特別措置法第二十二条第一項の規定による改善命令及び使用の一時停止命令に關すること。

二百二十九 ダイオキシソ類対策特別措置法第二十三条第三項の規定による事故時の措置命令に關すること。

二百三十 ダイオキシソ類対策特別措置法第三十四条第一項の規定による報告徴収及び立入検査に關すること。

二百三十一 ダイオキシソ類対策特別措置法施行規則（平成十一年総理府令第六十七号）第五条の規定による受理書の交付に關すること。

二百三十二 佐賀県環境の保全と創造に關する条例（平成十四年佐賀県条例

第四十八号）第九条第一項、第十条第一項、第十一条第一項及び第二項並びに第十四条第三項の規定による届出の受理に關すること。

二百三十三 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第十二条の規定による計画の変更勧告及び命令並びに計画の廃止勧告及び命令に關すること。

二百三十四 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第十三条第二項の規定による実施の制限の期間短縮に關すること。

二百三十五 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第十六条第一項の規定による改善命令及び使用の一時停止命令に關すること。

二百三十六 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第十七条第二項の規定による改善命令及び使用等の一時停止命令に關すること。

二百三十七 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第十八条第二項の規定による改善命令及び使用等の一時停止命令に關すること。

二百三十八 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第三十七条第一項の規定による勧告に關すること。

二百三十九 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第三十七条第二項の規定による公表及び同条第三項の規定による意見を述べる機会の付与に關すること。

二百四十 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第四十条第一項及び第二項の規定による事故時の措置に係る届出の受理に關すること。

二百四十一 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第四十条第三項の規定による事故時の応急措置命令に關すること。

二百四十二 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第四十一条第一項及び第二項の規定による地下水の浄化措置命令に關すること。

二百四十三 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第四十二条第一項及び第二項の規定による勧告に關すること。

二百四十四 佐賀県環境の保全と創造に關する条例第四十四条第一項の規定による報告の徴収（特定施設の設置者に対するものに限る。）に關すること。

と。

二百四十五 佐賀県環境の保全と創造に関する条例第四十四条第二項の規定による報告の徴取に関すること。

二百四十六 佐賀県環境の保全と創造に関する条例第四十五条第二項の規定による立入検査に関すること。

二百四十七 佐賀県環境の保全と創造に関する条例第四十五条第一項の規定による立入検査(特定施設に係るものに限る。)に関すること。

二百四十八 佐賀県環境の保全と創造に関する条例第八十七条の規定による指導に関すること。

二百四十九 佐賀県環境の保全と創造に関する条例施行規則(平成十五年佐賀県規則第十一号)第二十七条の規定による受理書の交付に関すること。

二百五十 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(平成十三年法律第六十四号)第二十三条の規定による指導及び助言に関すること。

二百五十一 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第四十三条の規定による報告の徴取に関すること。

二百五十二 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査に関すること。

二百五十三 土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第二十九条の規定による報告の徴取及び立入検査に関すること。

二百五十四 公害関係法令及び佐賀県環境の保全と創造に関する条例に定めがない工場又は事業場に係る大気汚染及び水質汚濁の防止の指導に関すること。

二百五十五 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八八号)第四十九条の規定による苦情の処理に関すること。

二百五十六 環境放射線の測定に関すること(唐津保健福祉事務所に限る。)

二百五十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三

十七号)第八条の二第五項の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査に関すること。

二百五十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第二項において準用する同法第八条の二第五項の規定による一般廃棄物処理施設の使用前検査に関すること。

二百五十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十二条の三第六項の規定による報告書の受理に関すること。

二百六十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。

二百六十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第一項の規定による産業廃棄物収集運搬業の収集又は運搬の事業範囲の変更の許可に関すること。

二百六十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の二第三項において準用する同法第七条の二第三項の規定による産業廃棄物収集運搬業に係る変更の届出等の受理に関すること。

二百六十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の三の規定による産業廃棄物収集運搬業の事業停止命令に関すること。

二百六十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の三の二第一項及び第二項の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しに関すること。

二百六十五 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関すること。

二百六十六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第一項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の収集又は運搬の事業範囲の変更の許可に関すること。

二百六十七 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の五第三項において準用する同法第七条の二第三項の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業に係る変更の届出等の受理に関すること。

二百六十八 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の六において準用する同法第十四条の三の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業停止命令に関すること。

二百六十九 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の六において準用する同法第十四条の三の二の規定による特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消しに関すること。

二百七十 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二第五項の規定による産業廃棄物処理施設の使用前検査に関すること。

二百七十一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の二の五第二項において準用する同法第十五条の二第五項の規定による産業廃棄物処理施設の使用前検査に関すること。

二百七十二 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十八条の規定による報告の徴収に関すること。

二百七十三 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条第一項の規定による立入検査に関すること。

二百七十四 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二十一条の二の規定による届出の受理に関すること。

二百七十五 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成十二年法律第四百号)第十九条の規定による助言又は勧告に関すること。

二百七十六 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第四十二条第二項の規定による報告の徴収に関すること。

二百七十七 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第四十三条第一項の規定による立入検査に関すること。

二百七十八 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成十三年法律第六十五号)第八条及び第十二条第二項の規定による届出の受理に関すること。

二百七十九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措

置法第十七条の規定による報告の徴収に関すること。

二百八十 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第十八条第一項の規定による立入検査及び収去に関すること。

二百八十一 使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第十九条の規定による指導及び助言に関すること。

二百八十二 使用済自動車の再資源化等に関する法律第三十条第一項の規定による報告の徴収に関すること。

二百八十三 使用済自動車の再資源化等に関する法律第三百一十一条第一項の規定による立入検査に関すること。

二百八十四 浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号)第五条第一項の規定による浄化槽の設置の届出及び浄化槽の構造又は規模の変更の届出の受理並びに同条第二項の規定による改善勧告に関すること。

二百八十五 浄化槽法第七条第二項(同法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理に関すること。

二百八十六 浄化槽法第七条の二第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による勧告並びに同条第三項の規定による命令に関すること。

二百八十七 浄化槽法第十条の二の規定による報告書の受理に関すること。

二百八十八 浄化槽法第十一条の二の規定による廃止の届出の受理に関すること。

二百八十九 浄化槽法第十二条第一項の規定による助言、指導及び勧告並びに同条第二項の規定による改善命令及び使用停止命令に関すること。

二百九十 浄化槽法第十二条の二第一項の規定による指導及び助言、同条第二項の規定による勧告並びに同条第三項の規定による命令に関すること。

二百九十一 浄化槽法第三十二条第一項の規定による指示に関すること。

二百九十二 浄化槽法第五十三条第一項の規定による報告の徴収並びに同条第二項の規定による立入検査及び質問に関すること。

二百九十三 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年佐

賀県条例第二十二号) 第三条第一項の規定による浄化槽保守点検業者の登録に関する事。

二百九十四 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第七條第一項の規定による変更の届出の受理に関する事。

二百九十五 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第九條第一項の規定による登録の抹消に関する事。

二百九十六 佐賀県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第十五條第一項の規定による報告の徴収並びに同条第二項の規定による立入検査及び質問に関する事。

二百九十七 下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第三十九條第二項の規定による終末処理場の維持管理報告の徴収に関する事。

二百九十八 環境保全に関する地域の教育及び連絡調整に関する事。
二百九十九 前各号のほか軽易な事項に関する事。

2 保健監、福祉監及び所長が指定する職員は、前項各号に掲げる事項のうち、所長が定めるものを専決することができる。

3 所長は、第一項の規定により処理した事項のうち、特に重要であり、又は異例に属すると認められるものについては、関係書類を添えて、知事に報告しなければならない。

(所長の処理事項)

第三条 保健福祉事務所長は、前条第一項に掲げる事項のほか、法令、条例及び規則により社会福祉法第十四條第一項に規定する福祉に関する事務所の長又は同事務所の権限とされている事務を処理する。

2 保健所長は、法令、条例又は規則により保健所長又は保健所の権限とされている事務を処理する。

3 前条第二項は、前二項の事務について準用する。
(補則)

第四条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は佐賀県庁処務細則(昭和

二十一年庁中令第九号)を準用する。

附則

1 この規程は、平成十八年四月一日から施行する。

2 保健所処務規定(昭和三十三年佐賀県訓令甲第十六号)は、廃止する。

●佐賀県訓令甲第六号

健康福祉本部
各保健所

県立病院好生館

佐賀県エックス線業務従事者の健康管理および障害防止措置規程(昭和三十一年佐賀県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

平成十八年三月三十一日

佐賀県知事 古川 康

受訓先中「各保健所」を「各保健福祉事務所」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十八年三月三十一日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷